

郵便約款の変更の認可(法令で輸入等が禁止されている物についての取扱いの明確化のための国際郵便約款等の変更)について

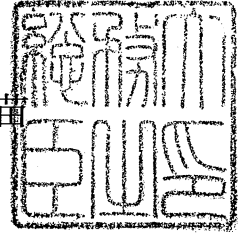
(諮問第1113号)

諮問第1113号  
平成27年2月24日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿



総務大臣 山本 早苗



### 諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨 から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	麻薬、指定薬物等国内関係法令において禁止されている物を包有する外国から到着する郵便物を受取人に配達せず、また、差出元に返送しないことについては、郵便に関する条約及び国内関係法令の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	従前と同じ。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	麻薬、指定薬物等国内関係法令において禁止されている物を包有する外国から到着する郵便物の検査の際に税関の行った決定及びそれに伴う取扱いについて責任を負わないことについては、郵便に関する条約の規定に照らし適正なものであることから適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	麻薬、指定薬物等国内関係法令において禁止されている物を包有する外国から到着する郵便物の取扱いについては、受取人等により異なる取扱いをするものでないものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

別添



26-日国際第208号  
平成27年2月9日

総務大臣  
山本 早苗 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

高橋 亨

### 郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の取扱いに関する郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款の取扱いに関する郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日  
平成27年4月1日
- 3 変更を必要とする理由  
万国郵便条約第18条8.1及び国内関係法令に基づく対応について、規定の明確化を図るため。

国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(郵便物の税関検査)</p> <p>第98条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当社は、税関検査に付されている郵便物の検査の際に税関が行った決定について、いかなる責任も負いません。</p>	<p>(郵便物の税関検査)</p> <p>第98条</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 外国来郵便物について、税関検査の際に、法令で輸入等が禁止されている物が発見された旨税関から通知を受けたときは、当社は、当該郵便物を受取人に配達せず、また、差出元に返送しません。</u></p> <p><u>5 前項の郵便物は、法令に基づいて、取り扱われます。</u></p> <p><u>6 当社は、税関検査に付されて郵便物の検査の際に税関が行った決定及び前2項の規定による取扱いについて、いかなる責任も負いません。</u></p> <p><u>附 則 (平成27年2月4日 26 - 日国際第208号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>第1条 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。</u></p>

# 郵便約款変更の認可について

平成27年2月24日  
総務省

## 第1 郵便約款の認可について

### 1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

### 2 総務大臣の認可

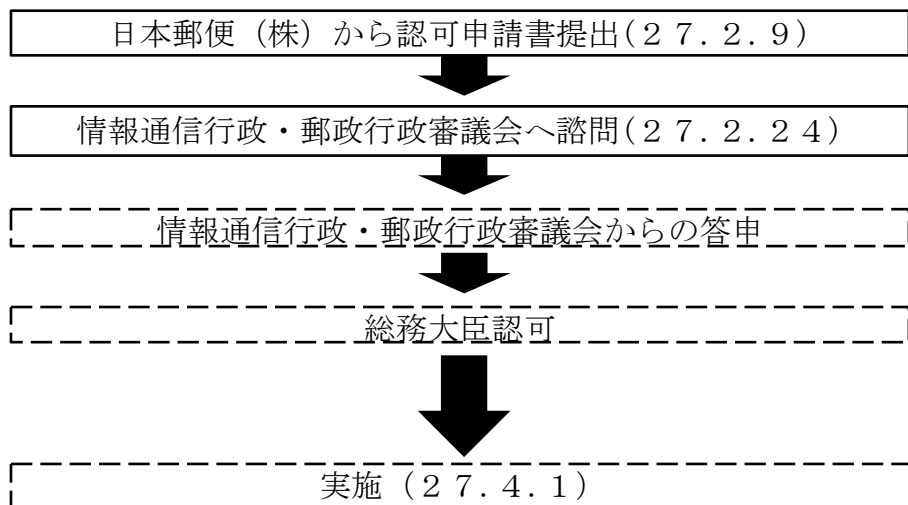
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

### 3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



## 第2 日本郵便株式会社からの申請

### 1 申請理由

近年その濫用の状況が深刻な社会問題となっているいわゆる危険ドラッグ（医薬品医療機器等法上の「指定薬物」）をはじめとして、法令で輸入等が禁止されている物について、国際郵便約款上の取扱いを明確化するため。

### 2 申請概要

外国から到着する郵便物について、税関検査の際に、法令で輸入等が禁止されている物が発見された旨税関から通知を受けたときは、日本郵便は、当該郵便物を受取人に配達せず、また、差出元に返送しないこと及び当該郵便物は、法令に基づいて、取り扱われること並びに同社は、これらの取扱いについて責任を負わないことを明記するもの。（国際郵便約款第98条）

麻薬や名宛国において禁止されているその他の不正な薬物、わいせつな物品、爆発性の物質等を包有する郵便物については、条約上、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない旨規定されている。これらの郵便物は、国内関係法令に従い、没収等の取扱いが行われる。

他方、その他の物品であって名宛国において輸入等が禁止されているものを包有する郵便物については、条約上明示的に、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない旨規定されていないものの、当然、国内関係法令に基づき差し押さえられるものであり、条約もそれを想定している（条約上、受取人に配達されず、かつ、差出人に返送されない場合には、差出国に通報する旨規定されている。）。

また、条約において、郵便物が条約の禁制に抵触する場合、加盟国及び指定された事業者は責任を負わない旨規定されている。



(参考) 輸入等が禁止されている物に関する関係法令上の取扱いについての概要

対象物品 (※1)		万国郵便条約上の取扱い	関税法上の取扱い	薬物関係に関する関係法令 (※2) 上の取扱い
薬物関係	・麻薬及び向精神薬 (麻薬及び向精神薬)	○郵便禁制品 (引き受けられない郵便物及び禁制) ○受取人に配達せず、差出元に返送しない。	○輸入禁止 ○税関長による没収・廃棄可	○輸入等の禁止
	・名宛国において禁止されているその他の不正な薬物 (大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤並びにあへん吸煙具) 指定薬物			
・わいせつな又は不道徳な物品 (わいせつ物品等) (児童ポルノ)			○名宛人に到着通知 →修正等/放棄等	
・爆発性又は発火性の物質 (爆発物) (火薬類)			○輸入禁止 ○税関長による没収・廃棄可	
名宛国において輸入等が禁止されているその他の物品	(拳銃等、銃砲弾、拳銃部品)	○郵便禁制品 (引き受けられない郵便物及び禁制) ○名宛国の法令の定めるところにより取り扱う。 ○差し押さえられた場合、差出国に通報	○名宛人に到着通知の上、認定手続開始 →認定の場合、没収	
	(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品) (不正競争防止法違反物品 (周知表示混同惹起品、著名表示冒用品、商品形態模倣品、技術的制限手段回避装置) )			
	(化学兵器用の特定物質) (感染症予防法に規定する第一種病原体等) (偽造通貨等)			

※1 : 対象物品の分類 (ゴシック部分) は、万国郵便条約における分類による。明朝体で記載した ( ) 内は、当該物品に相当すると思われる関税法上の分類を便宜的に記載したもの。

※2 : 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、刑法及び医薬品医療機器等法

### 3 実施予定期日

平成27年4月1日 (水)

### 第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

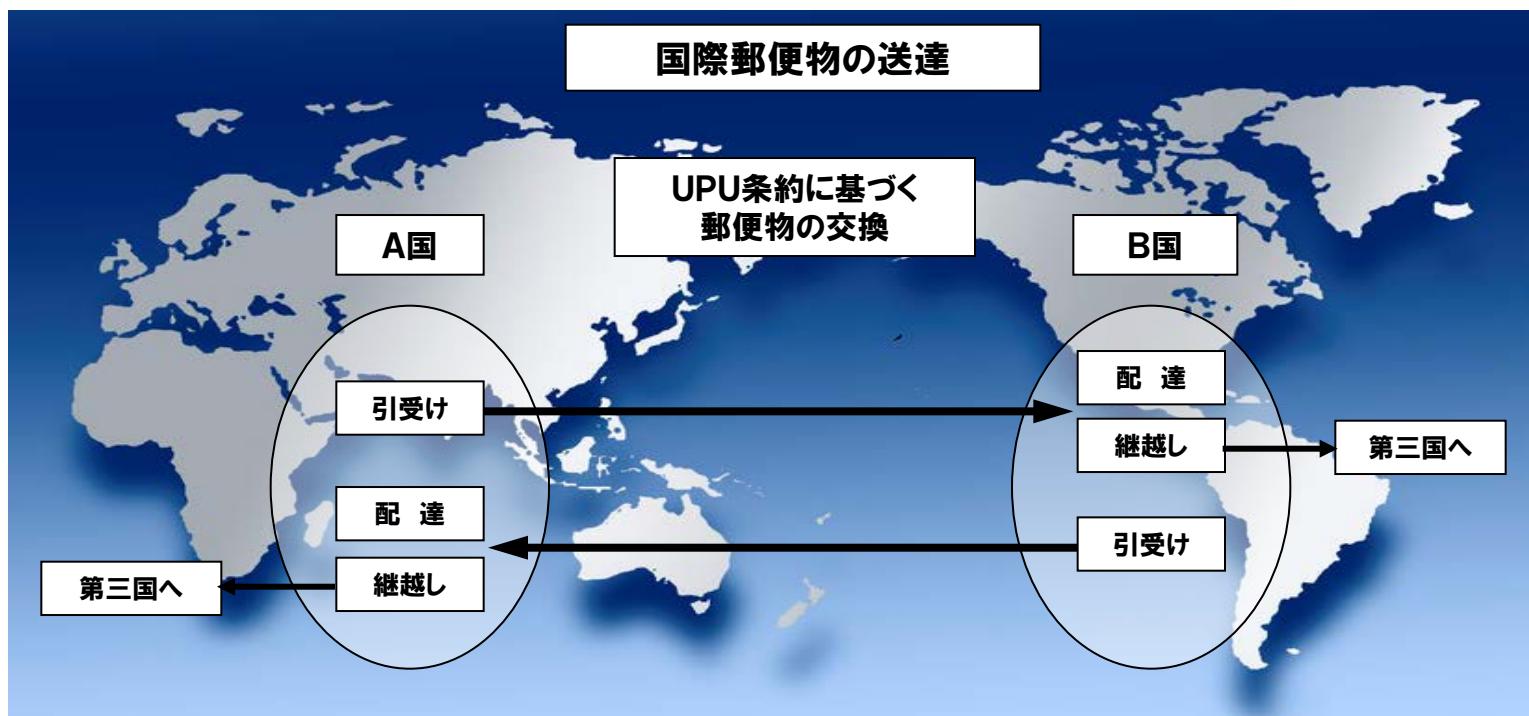
審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	麻薬、指定薬物等国内関係法令において禁止されている物を包有する外国から到着する郵便物を受取人に配達せず、また、差出元に返送しないことについては、郵便に関する条約及び国内関係法令の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	従前と同じ。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	麻薬、指定薬物等国内関係法令において禁止されている物を包有する外国から到着する郵便物の検査の際に税関の行った決定及びそれに伴う取扱いについて責任を負わないことについては、郵便に関する条約の規定に照らし適正なものであることから適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	麻薬、指定薬物等国内関係法令で禁止されている物を包有する外国から到着する郵便物の取扱いについては、受取人等により異なる取扱いをするものでないものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

# 參考資料

- ① 国際郵便は、万国郵便連合(UPU※)が定める「万国郵便条約(UPU条約)」に基づき、各加盟国において「指定された事業者」(※※)の間で交換されている。
- ② UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ Universal Postal Union

※※ 「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、自国の領域においてUPU条約から生ずる義務を履行するために各加盟国によって指定された機関(日本では日本郵便株式会社)



# 国際郵便物の送達

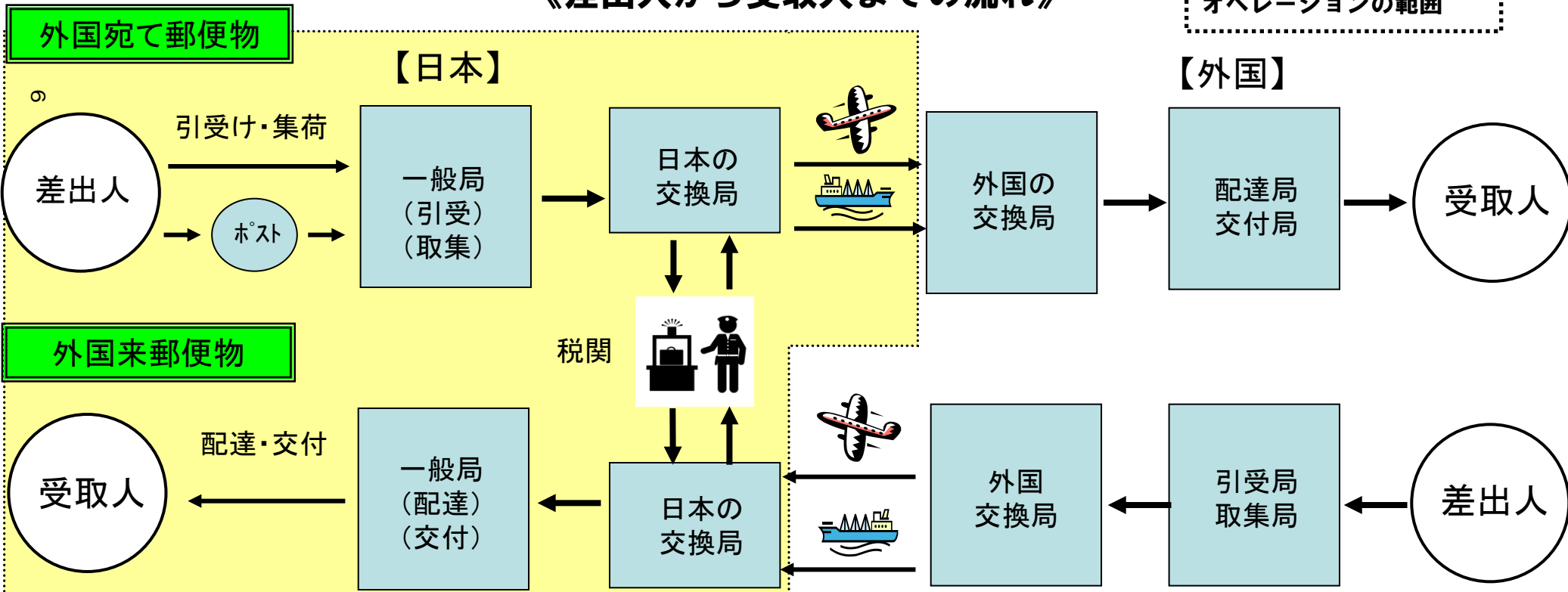
(参考2)

- 国際郵便物は、交換局(※)を経由して、外国の指定された事業者と交換されている。
- 日本郵便が取り扱うオペレーションの範囲(下図の網掛部分)は、外国宛てにあっては、郵便物を引き受けてから外国の指定された事業者に郵便物を引き渡すまで、また、外国来にあつては、外国の指定された事業者から郵便物を引き渡されてから郵便物を配達するまでとなる。

※ 交換局では、通関業務も行われており、税関検査及び動物検疫・植物防疫検査が行われている。なお、我が国の交換局は、航空便を扱う交換局が、東京国際、中部国際、大阪国際、新福岡及び那覇中央の5局、航空便及び船便を扱うのが川崎東の1局(H25.10.1現在)

## 《差出人から受取人までの流れ》

※日本郵便が取り扱う  
オペレーションの範囲



**【参照条文】**

**○郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）**

（郵便に関する条約）

**第十一条** 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

**第六十八条** 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の変更命令）

**第七十一条** 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

（審議会等への諮問）

**第七十三条** 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二～三 （略）

## ○万国郵便条約（平成二十五年十二月二十日条約第十五号）

### 第十八条 引き受けられない郵便物及び禁制

- 1 (略)
- 2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの
  - 2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
    - 2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物
    - 2.1.2 わいせつな又は不道德な物品
    - 2.1.3 偽造又は海賊版の物品
    - 2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品
    - 2.1.5~2.1.6 (略)
- 3 爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物
  - 3.1 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
  - 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
  - 3.3 引き受けることができることがこの条約の施行規則に特別に規定されている危険物は、例外的に引き受ける。
- 4～7 (略)
- 8 誤って引き受けられた郵便物の取扱い
  - 8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1、3.1及び3.2に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。

### 第二十四条 加盟国及び指定された事業体の免責

- 1 (略)
- 2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。
  - 2.1～2.3 (略)
  - 2.4 郵便物が第十八条の禁制に抵触する場合
  - 2.5～2.9 (略)
- 3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び 税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

## ○通常郵便に関する施行規則

### 第四百九条 誤って引き受けられた郵便物の取扱い

- 1 (略)
- 2 条約第十八条2.1.1及び3.1に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤って引き受けられたものは、これらの物品が包有されていることを発見した差出側の指定された事業体、  
継越し又は名宛側の指定された事業体の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。
- 3 (略)
- 4 誤って引き受けられた郵便物又はその内容品の一部が差出人に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出側の指定された事業体は、当該郵便物について適用された取扱いに関し、遅滞なく通報を受けなければならない。この通報には、当該郵便物が  
抵触した禁制及び差押えの原因となった物品について正確に記載しなければならない。  
誤って引き受けられた郵便物で差出元に返送されるものには、同様の通報を添付する。
- 5～7 (略)

## ○小包郵便に関する施行規則

### 第四百十条 誤って引き受けられた小包の取扱い

- 1 条約第十八条2、4.3及び5に掲げる物品を包有する小包で、誤って引き受けられたものには、これらの物品が包有されていることを発見した指定された事業体の属する国の  
国内法令に従い取り扱う。
- 2～4 (略)
- 5 誤って引き受けられた小包又は誤って引き受けられた小包の内容品の一部が受取人に  
配達されず、かつ、差出人に返送されない場合には、差出側の指定された事業体は、当  
該小包について適用された取扱いに関し、遅滞なく通報を受けなければならない。この  
通報には、当該小包が抵触した禁制及び差押えの原因となった物品について正確に記載  
しなければならない。誤って引き受けられた小包で差出元に返送されるものには、同様の通報を添付する。
- 6 (略)



## ○関税法（昭和二十九年四月二日法律第六十一号）

（輸入してはならない貨物）

### 第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 二 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 三 爆発物（爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 四 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条第一項（定義）に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。）。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第三項（定義等）に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十項（定義）に規定する一種病原体等及び同条第二十一項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証票を含む。以下この号において同じ。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品（印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。）並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）
- 七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）
- 八 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

十 不正競争防止法第二条第一項第一号 から 第三号 まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて 同法第十九条第一項第一号 から 第五号 まで又は 第七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

- 2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 3 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

**第六十九条の十二** 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の二十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十八までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。
- 3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。
- 4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸入されよう

とする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

- 5 税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十六（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。
  - 一 第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合
  - 二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が減却された場合
  - 三 第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合
- 7 第二項若しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十六第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## ○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

（禁止行為）

**第十二条** ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬（以下「ジアセチルモルヒネ等」という。）は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

- 2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。
- 3 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。
- 4 何人も、第一項の規定により禁止されるジアセチルモルヒネ等の施用を受けてはならない。

（輸入）

**第十三条** 麻薬輸入業者でなければ、麻薬（ジアセチルモルヒネ等及び前条第二項に規定する麻薬を除く。以下第十九条の二までにおいて同じ。）を輸入してはならない。ただし、本邦に入国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸入する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により麻薬を携帯して輸入した者は、第二十四条第一項ただし書、第二十七条第一項ただし書及び第二十八条第一項ただし書の規定の適用については、麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者とみなす。

（輸入）

**第五十条の八** 次に掲げる者でなければ、向精神薬を輸入してはならない。

- 一 向精神薬輸入業者
- 二 本邦に入国する者のうち、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して輸入する者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 向精神薬試験研究施設設置者であつて、学術研究又は試験検査のため向精神薬を輸入するもの
- 四 その他厚生労働省令で定める者

## ○大麻取締法（昭和二十三年七月十日法律第二百二十四号）

**第四条** 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 大麻を輸入し、又は輸出すること（大麻研究者が、厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。）。
  - 二 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。
  - 三 大麻から製造された医薬品の施用を受けること。
  - 四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。
- 2 前項第一号の規定による大麻の輸入又は輸出の許可を受けようとする大麻研究者は、厚生労働省令で定めるところにより、その研究に従事する施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

## ○あへん法（昭和二十九年四月二十二日法律第七十一号）

（輸入及び輸出の禁止）

- 第六条** 何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、国の委託を受けた者は、この限りでない。
- 2 何人も、厚生労働大臣の許可を受けなければ、けしがらを輸入し、又は輸出してはならない。
  - 3 前項の許可を申請するには、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地又は麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬業務所（以下「麻薬業務所」という。）の所在地（麻薬研究施設の設置者にあつては、麻薬研究施設の所在地とする。第十条第二項において同じ。）の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## ○覚せい剤取締法（昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号）

（輸入及び輸出の禁止）

**第十三条** 何人も、覚せい剤を輸入し、又は輸出してはならない。

（輸入及び輸出の制限及び禁止）

**第三十条の六** 覚せい剤原料輸入業者が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸入する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸入してはならない。

2 覚せい剤原料輸出業者が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸出する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸出してはならない。

3 覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者は、前二項の規定により覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、その業務所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

## ○刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

（あへん煙輸入等）

**第三百六条** あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（あへん煙吸食器具輸入等）

**第三百七条** あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

## ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年八月十日法律第百四十五号）

（定義）

### 第二条 ①～14 （略）

15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

16～18 （略）

（製造等の禁止）

**第七十六条の四** 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

（廃棄等）

**第七十六条の七** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第六項の規定を準用する。

## ○国際郵便約款（平成24年8月1日総務大臣認可）

### （約款の適用）

- 第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第67条及び第68条の規定に基づき定めるこの国際郵便約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、外国に宛て又は外国から到着する郵便物（以下「国際郵便物」といいます。）に係る国際郵便の役務を提供します。
- 2 この約款に定める規定が郵便に関する条約又は法令に反する場合には、これに抵触しない限度において適用されるものとします。
  - 3 この約款に定めのない事項については、郵便に関する条約、法令又は一般の慣習によります。

### （郵便物の税関検査）

- 第98条 国際郵便物は、本邦及び名宛国の法令の定めるところにより、税関検査に付されます。
- 2 当社は、国際郵便物に関する税関への申告の内容については、責任を負わず、差出人に責任を負っていただきます。
  - 3 外国宛て郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN22及びCN23並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。
  - 4 当社は、税関検査に付される郵便物の検査の際に税関が行った決定について、いかなる責任も負いません。